

委託業務特記仕様書

（委託業務の目的）

第1条 本業務は、R7吉土 国道318号（新開地歩道橋） 吉・鴨島鴨島 橋梁塗装工事（担い手確保型）に支障となる標識を塗装開始前に撤去及び塗装完了後に再設置することを目的として実施するものである。

（土木工事共通仕様書）

第2条 本委託業務の施工に当たっては、徳島県県土整備部「徳島県土木工事共通仕様書令和6年7月」に基づき実施しなければならない。

（業務実施時期等）

第3条 本業務の実施時期は監督員と協議して定めるものとする。

（業務内容）

第4条 標識修繕業務は、主な業務内容をつぎのとおり実施するものである。

（1）標識板等の撤去及び再設置

（2）本仕様書に定めのない事項は必要に応じて監督職員と協議して定めるものとする。

（出来高の算出）

第5条 標識修繕業務における数量は、予定数量であるため、実施時には、実績を適切にかつ正確に算出し、監督員の確認を必要とする。

（交通誘導警備員等）

第6条 交通誘導警備員の人数等変更が必要な場合は、事前に監督員と協議を行い、必要と認めた場合は変更契約を行うこととする。

（資材価格高騰に対する特例措置）

第7条 本業務は、資材価格高騰に対する特例措置の対象業務である。

2 本業務は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

（事故報告）

第8条 受注者は業務履行中に事故が発生したときは、直ちに監督員に通報するとともに、監督員が指示する期日までに「徳島県土木工事共通仕様書」に基づく事故報告書を提出しなければならない。

（受注者の責任）

第9条 業務従事者として要求される注意事務を怠り、本業務の目的に反した履行を行ったことで物的損害、人的損害等を発生させた場合、受注者は責任を負う。

（使用機械）

第10条 持込機械に係る管理及び修繕等については、受注者の責任によるものとする。

（履行する際の注意事項）

第11条 現場責任者は、本仕様書、契約書等に基づき業務の適正な履行の確保に努めなければならない。